

前橋市介護保険サービス事業者等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づき、サービス事業者等（指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第2条 監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、市が条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び施設並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待等により生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、当該サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査の体制）

第3条 監査は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、介護保険課との合同で実施することができる。

2 監査は、2人以上の班を編成して行う。

（監査対象となるサービス事業者等の選定基準）

第4条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

（1）要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる又はその疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会又は保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析等から特異傾向を示すサービス事業者等

カ 法第115条の3第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（2）運営指導における情報

法第23条により指導を行ったサービス事業者等について確認した指定基準違反等及び人格尊重義務違反

（監査方法等）

第5条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 指定又は許可の権限があるサービス事業所等に対する監査

ア 実施通知

監査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、前橋市介護保険サービス事業者等指導要綱（平成24年伺い定め）に規定する運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨を通告する。

(ア) 監査の根拠規定

(イ) 監査の日時及び場所

(ウ) 監査担当者

(エ) 監査対象サービス事業者等の出席者

(オ) 必要な書類等

(カ) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

イ 情報提供等

必要に応じて、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、監査の実施に当たって連携を図るものとする。

(2) 本市に指定又は許可の権限がないサービス事業者等に対する監査（本市の被保険者に対し、保険給付がある場合に限る。）

ア 実施通知

上記(1)のアに準ずる。

イ 情報提供等

当該サービス事業者等を指定又は許可している都道府県知事又は市町村長（以下、「指定権者」という。）に対し、事前に監査を実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

ウ 指定権者への通知

監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反を認めるときは、文書によって指定権者に対し、通知する。なお、指定権者と同時に監査を行っている場合には、これを省略することができる。

（監査後の措置）

第6条 監査後の措置は、次のとおりとする。

(1) 行政上の措置

指定基準違反等又は人勧尊重義務違反が認められた場合は、市長は、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変

更命令」、「業務運営の勧告、命令等」又は「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

ア 勧告

サービス事業者等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下イ及びウについて同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合は、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

イ 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令した場合は、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該サービス事業者等に対し、期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合は、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

エ 設備の使用制限等

法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

オ 変更命令

法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

カ 業務運営の勧告、命令等

法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

キ 許可の取消し等

法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

ク その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記アからキまでに該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記アからキまでに該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(3) 経済上の措置

ア 取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請する。

なお、当該不正利得の徴収に当り、原則として同項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するよう要請するものとする。

イ 介護報酬の請求について、不正には当たらない誤りが認められた場合は、前橋市介護保険サービス事業者等指導要綱（平成24年5月30日伺定め）で規定する運営指導に準じた指導を行うものとする。

（報告）

第7条 法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

2 前橋市介護保険サービス事業者等監査要綱（平成19年2月1日伺定め）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。